

勝央町耐震改修促進計画

令和3年4月

勝 央 町

勝央町耐震改修促進計画

令和3年4月

目次

はじめに

- 1 計画の背景等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 5
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 町が所有する建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・ 15

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・ 16
- 2 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム・・・・・・・・ 16
- 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要・・・・ 16
- 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項・・・・・・・・ 19
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項・・・・・・・・ 20

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震防災マップの作成・公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催・・・・ 22
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 町内会等の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発・・・・ 22

第4章 指導・勧告又は命令等に関する事項

- 1 所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

はじめに

1 計画の背景等

(1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い生命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者は5,502人ですが、この約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったと言われています。国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える甚大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

一方、中央防災会議は、平成17年3月に東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略を策定し、この中で東海地震、東南海・南海地震の被害想定死者数及び経済的被害額を今後10年間で半減させることが減災目標として設定されました。

このような背景の下、平成17年11月に改正された耐震改修促進法が（平成18年1月施行。以下、「平成17年度改正耐震改修促進法」という。）が公布され、平成18年1月に施行されました。また、想定される被害を未然に防止するためには、建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であることから、既存建築物の耐震化を緊急に促進するため、平成25年5月に耐震改修促進法が改正（平成25年11月施行）され、要緊急確認大規模建築物に対する耐震診断の義務化等の強化規制が行われました。

これらを受けて本町では、平成20年3月に、平成17年度改正耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき、「岡山県耐震改修促進計画」を勘案して「勝央町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年5月に改正を行い、平成32（令和2）年度を目標年度とした耐震化の目標や耐震診断等の促進を図るための施策を定めました。

本計画の策定後も、平成28年4月に熊本地震、平成30年に大阪府北部を震源とする地震及び北海道胆振東部地震など大地震が頻発しています。さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで、令和2年度以降の耐震化の取組み等の見直しを行うため、また、今年度が計画の最終年度であることから、平成25年改正耐震改修促進法第6条の規定により、「岡山県耐震改修促進計画」（令和3年3月改定版）に基づき、本計画の策定を行います。

(2) 建築物の耐震化の重要性

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。特に、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生等、被害拡大及び事後対策の増大の要因であることが判明しています。建築物の耐震化など地震防災対策の充実・促進が、何よりも重要であるという理由がここにあります。

これらのことから、地震被害軽減には建築物の耐震化等への取り組みが必要不可欠となります。

2 計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国が定めた基本的な方針」という。）並びに岡山県が策定した「岡山県耐震改修促進計画」に基づき、本町における具体的な取り組みを計画しています。

3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国が定めた基本的な方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標に掲げています。

本計画は、国、県が掲げる耐震化率の目標並びに町内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。本町では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

(2) 計画期間

平成17年の耐震改修促進法の改正を受け、平成19年度に本計画を策定し、令和2年度を目標年次として本町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできましたが、本計画を見直し、令和7年度を目標年次とした令和3年度から5年間の建築物の耐震化に向けた取組方針を定めます。計画期間は、国が定めた

基本的な方針の目標設定が令和7年度であること及び「岡山県耐震改修促進計画」の計画期間が令和3年度から令和7年度までであることに基づいて設定しています。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。

(3) 耐震化を図る建築物

本町では、昭和56年5月31日以前に着工しており、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、次の①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組みます。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、町民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号 別紙1参照）

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」とします。

町の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等の次に掲げる特定建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

③ 防災拠点となる公共建築物

岡山県建築物耐震対策等基本方針※に定める「災害対策本部、地方本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物（区分1）」及び「避難者及び傷病者の救援活動等の拠点となる建築物（区分2）」等の防災拠点となる全ての公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

※：岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要 別紙3参照

④ 要緊急安全確認大規模建築物

（耐震改修促進法附則第3条第1項 別紙1参照）

耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が

利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なものについては、指導・助言等を適切に行い、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進します。

⑤ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第一号）

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物（法第7条第二号（令第4条第一号の建築物、同条第二号の組積造の塀））

（※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。）

のうち、耐震関係規定に適合しない建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。

要安全確認計画記載建築物については、本計画の第2章に記載し、町では、これらの建築物の耐震化についても促進します。

* 1 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要 別紙3参照

* 2 勝央町における特定建築物等一覧 別紙4参照

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

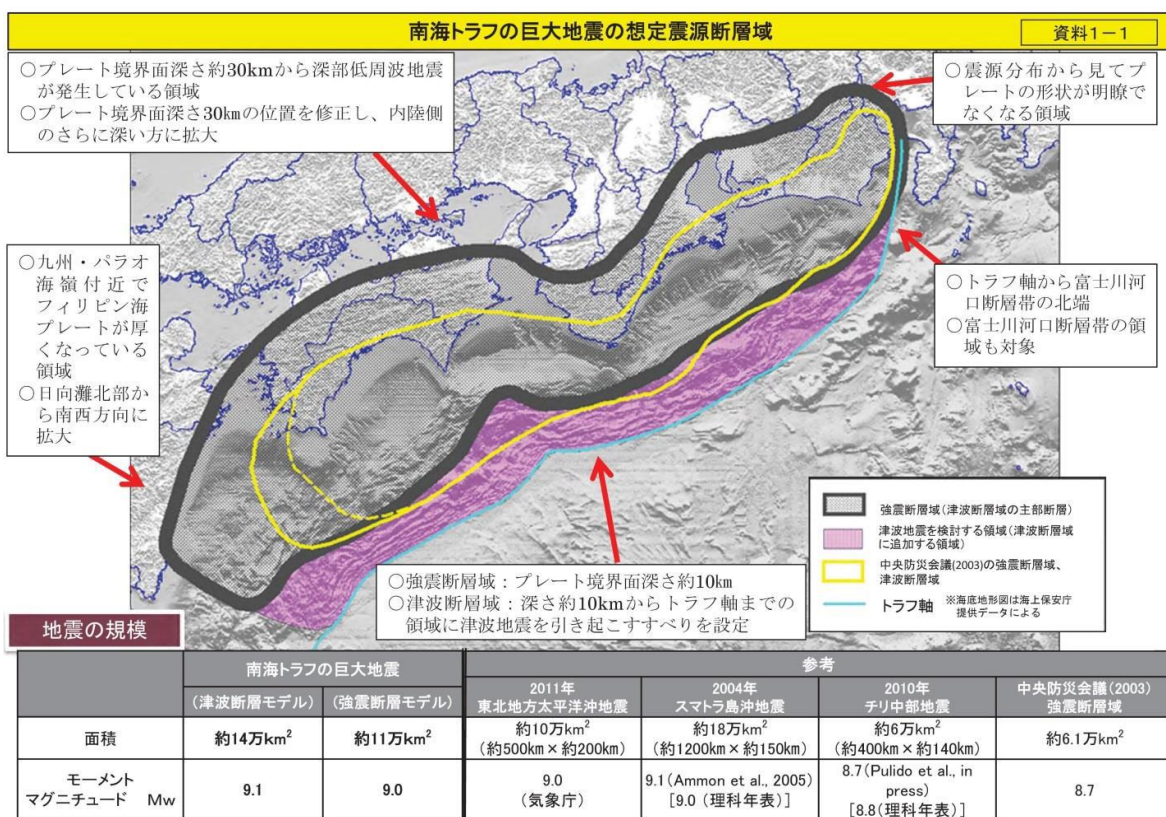
県内に大規模な被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、

- ① 南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）
- ② 断層を震源とする地震（断層型地震） があります。

本計画で想定する地震は①、②の両方で、想定される地震の規模は以下のとおりです。

(1) 南海トラフ巨大地震

① 想定される地震の規模



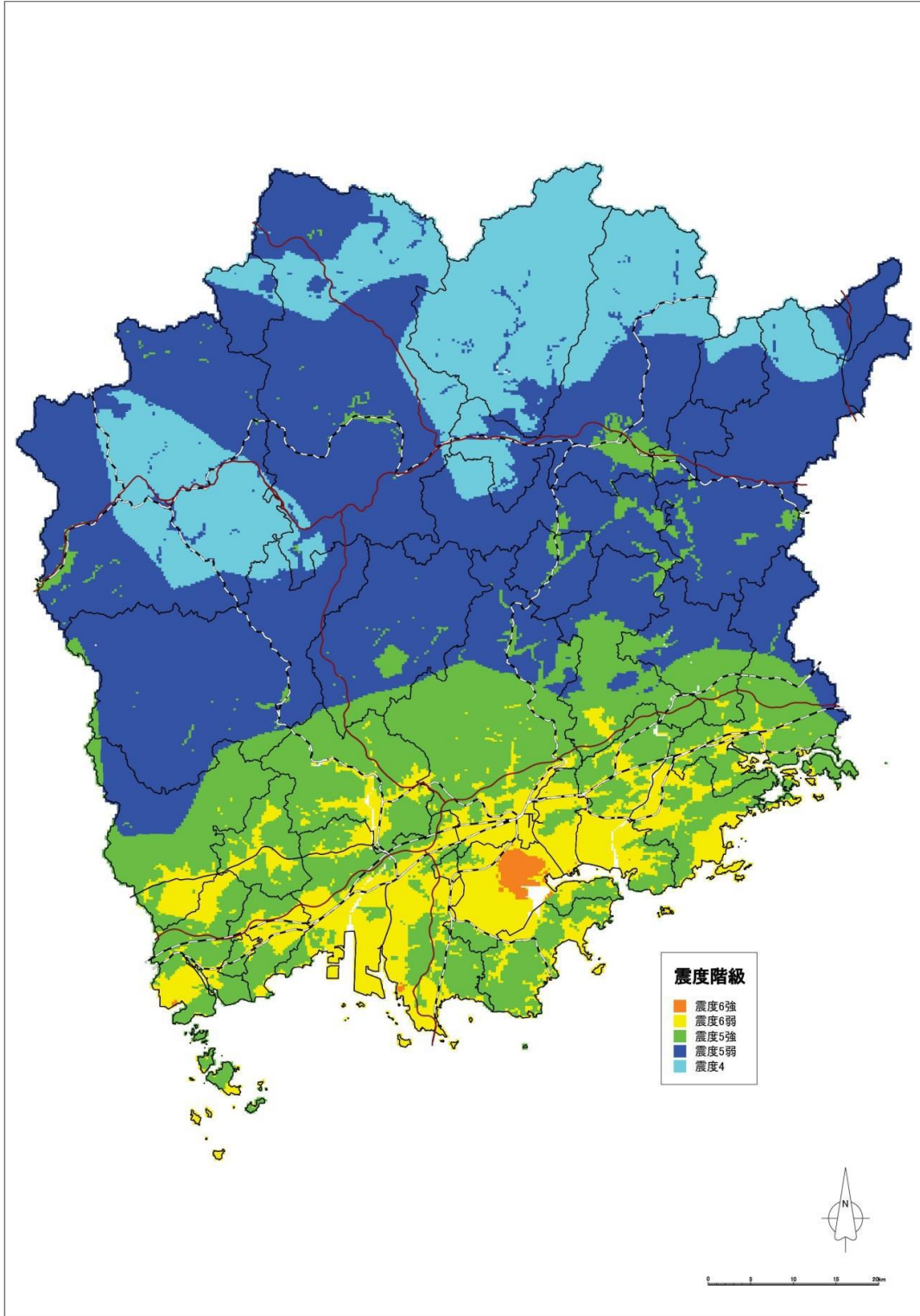
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第1次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

市町村別最大震度【岡山県想定】

震度6強	岡山市（北区を除く）、倉敷市、笠岡市	3市
震度6弱	岡山市（北区）、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	8市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、 勝央町 、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町
震度5弱	新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町2村

② 震度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による震度分布図【岡山県想定】



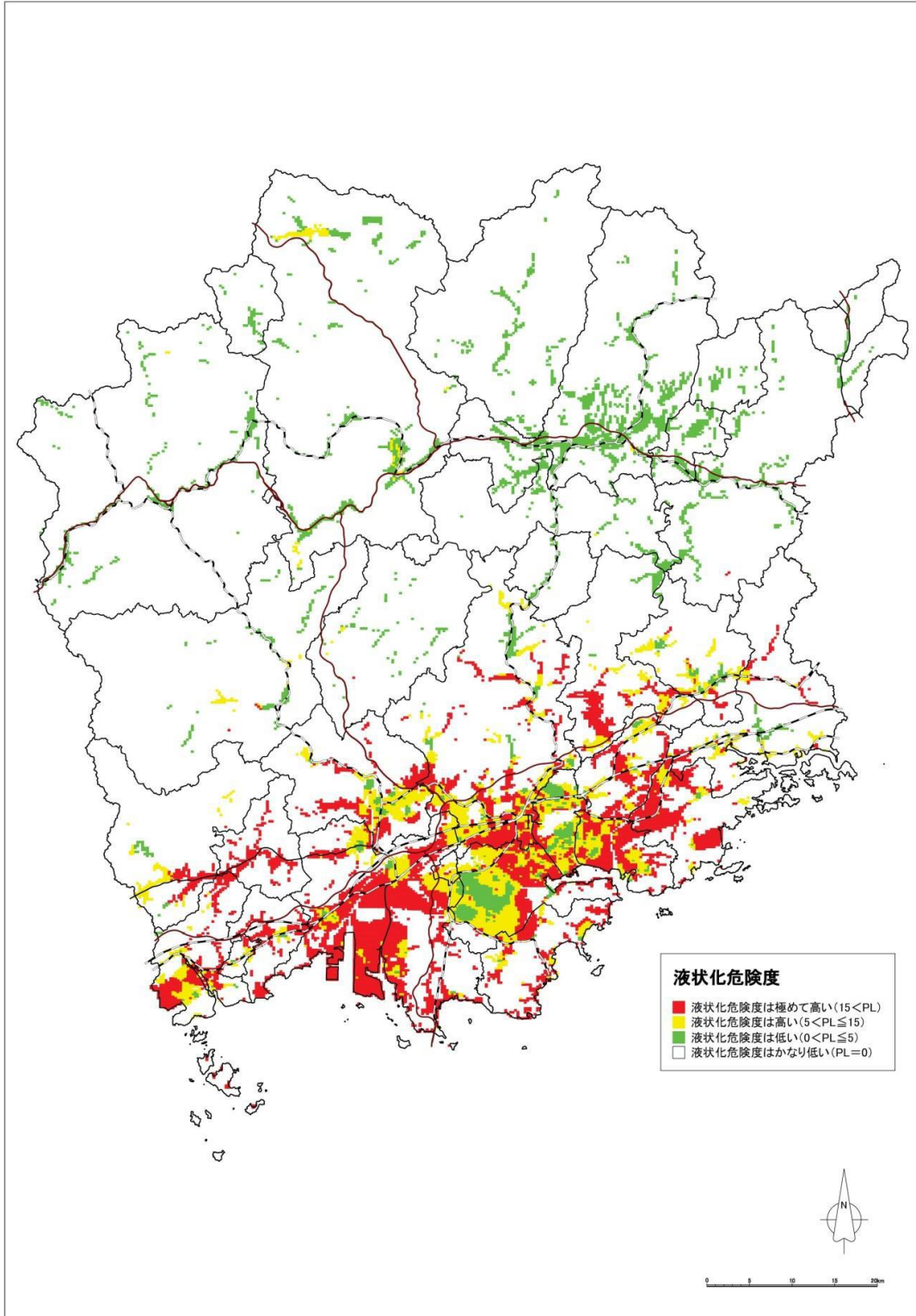
岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

③ 液状化危険度分布図【岡山県想定】

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県】



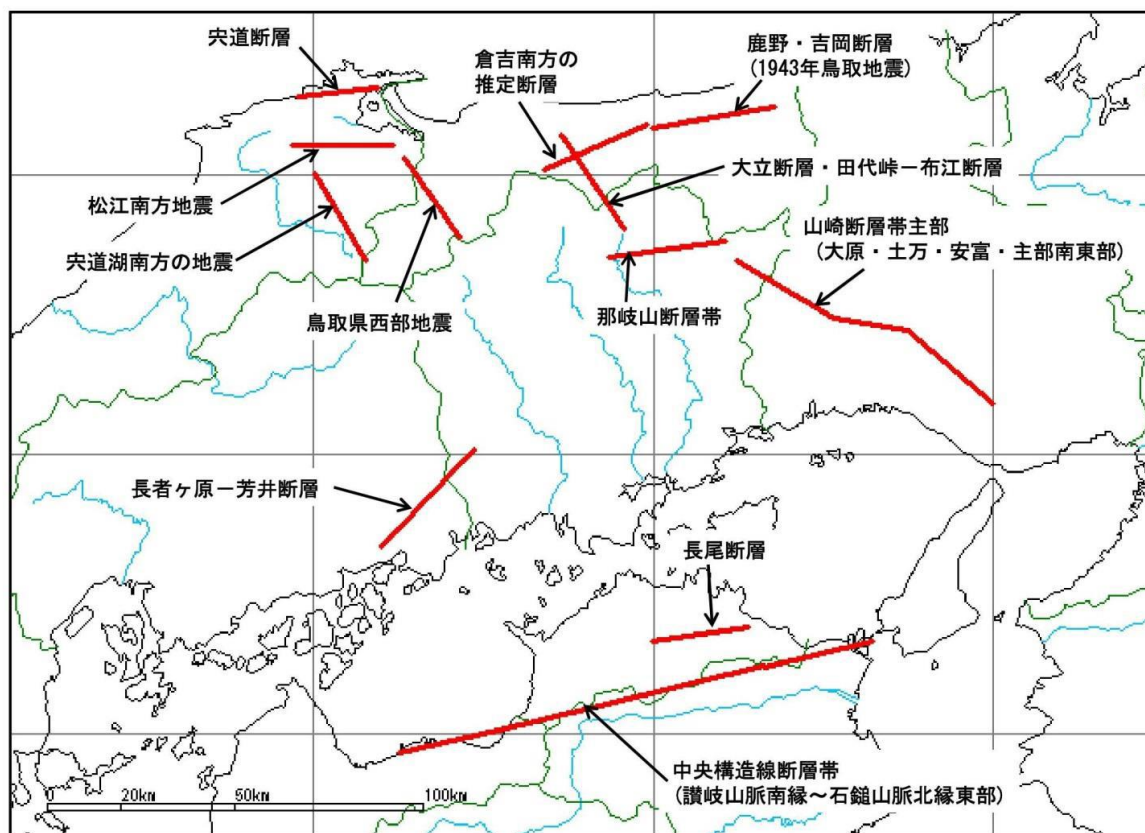
岡山県危機管理課 平成25年2月作成

この地図の作成に当たっては、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ)を使用した。

1:400000

(2) 断層型地震

①各断層の位置



②各断層の概要 (12断層)

断層名	地震の規模	断層規模 (延長・震度)	断層の調査・推計機関
那岐山断層帯	M 7.6	L=32km W=26km	国(地震調査研究推進本部)
山崎断層帯	M 8.0	L=80km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L=30km W=13km	鳥取県
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国(地震調査研究推進本部)
長者ヶ原芳井断層	M 7.4	L=36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L=30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L=26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L=33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L=26km W=18km	国(地震調査研究推進本部)
穴道湖南方の地震	M 7.3	L=27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L=27km W=14km	島根県
穴道断層	M 7.1	L=22km W=13km	島根県

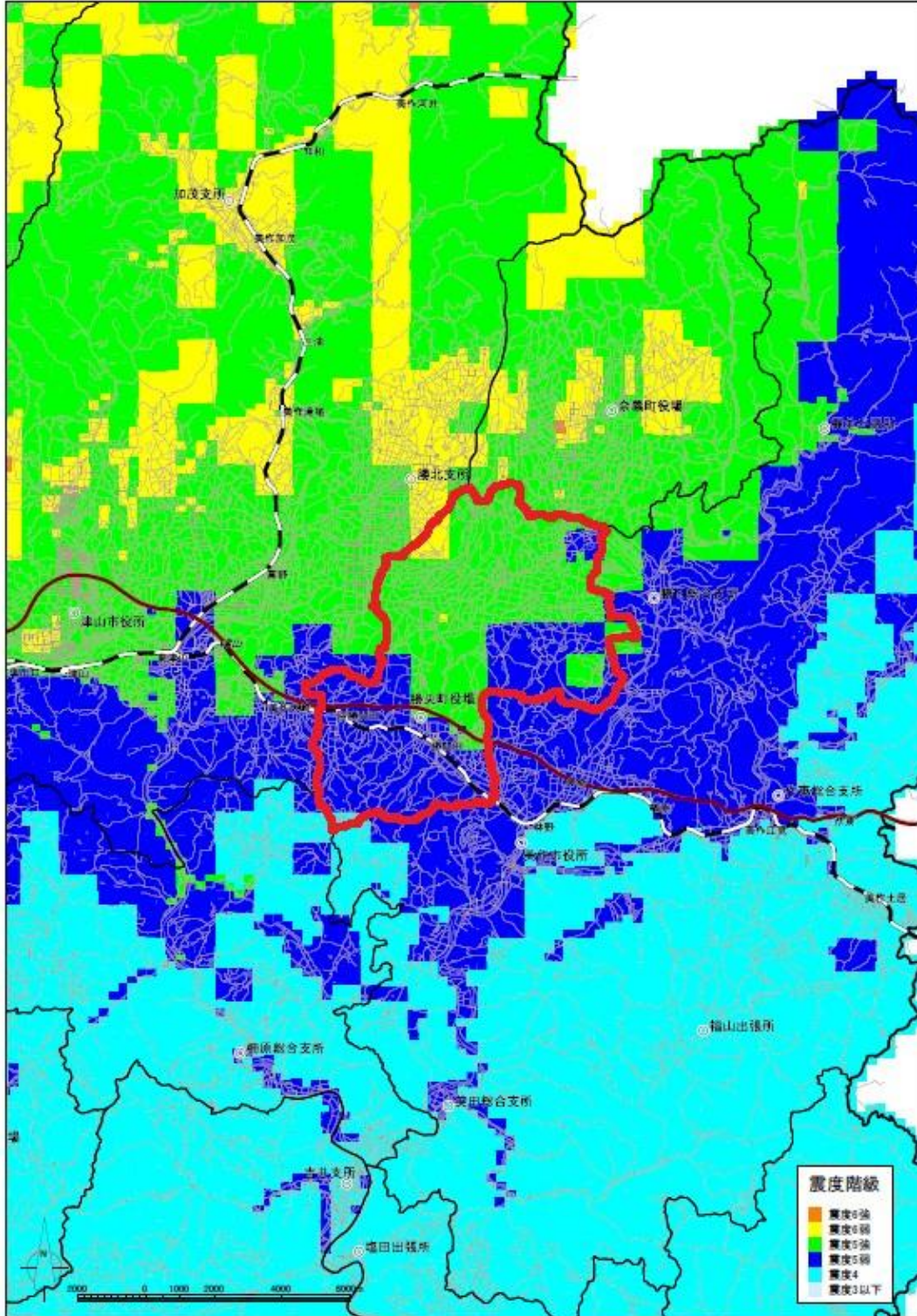
③各断層型地震の概要

断層名	那岐山 断層帯	山崎断層帯	中央構造線 断層帯	長者ヶ原 芳井断層	倉吉南方の推定 断層	大立断層・田代 峠一布江断層
マグニチュード	7.6	8.0	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	0.06～ 0.1%	ほぼ0～ 1%	ほぼ 0～0.3%	0/09%	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
震度6強の 市町村	津山市 鏡野町 奈義町	美作市 奈義町		笠岡市	真庭市	真庭市 鏡野町
震度6弱の 市町村	真庭市 美作市 勝央町 美咲町	津山市 鏡野町 勝央町 西粟倉村	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 井原市 浅口市 早島市 里庄町	鏡野町	津山市 新庄村 奈義町

断層名	鳥取県西部 地震	鹿野・吉岡 断層	長尾断層	宍道湖南方の 地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計なし	推計なし	ほぼ0%	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
震度6強の 市町村	新見市	県内最大震度から、それほどの被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				
震度6弱の 市町村	真庭市 新庄村					

④ 震度分布図・液状化危険度分布図
 那岐山断層帯の地震になる震度分布図

那岐山断層帯の地震による震度分布図【岡山県想定】 勝央町

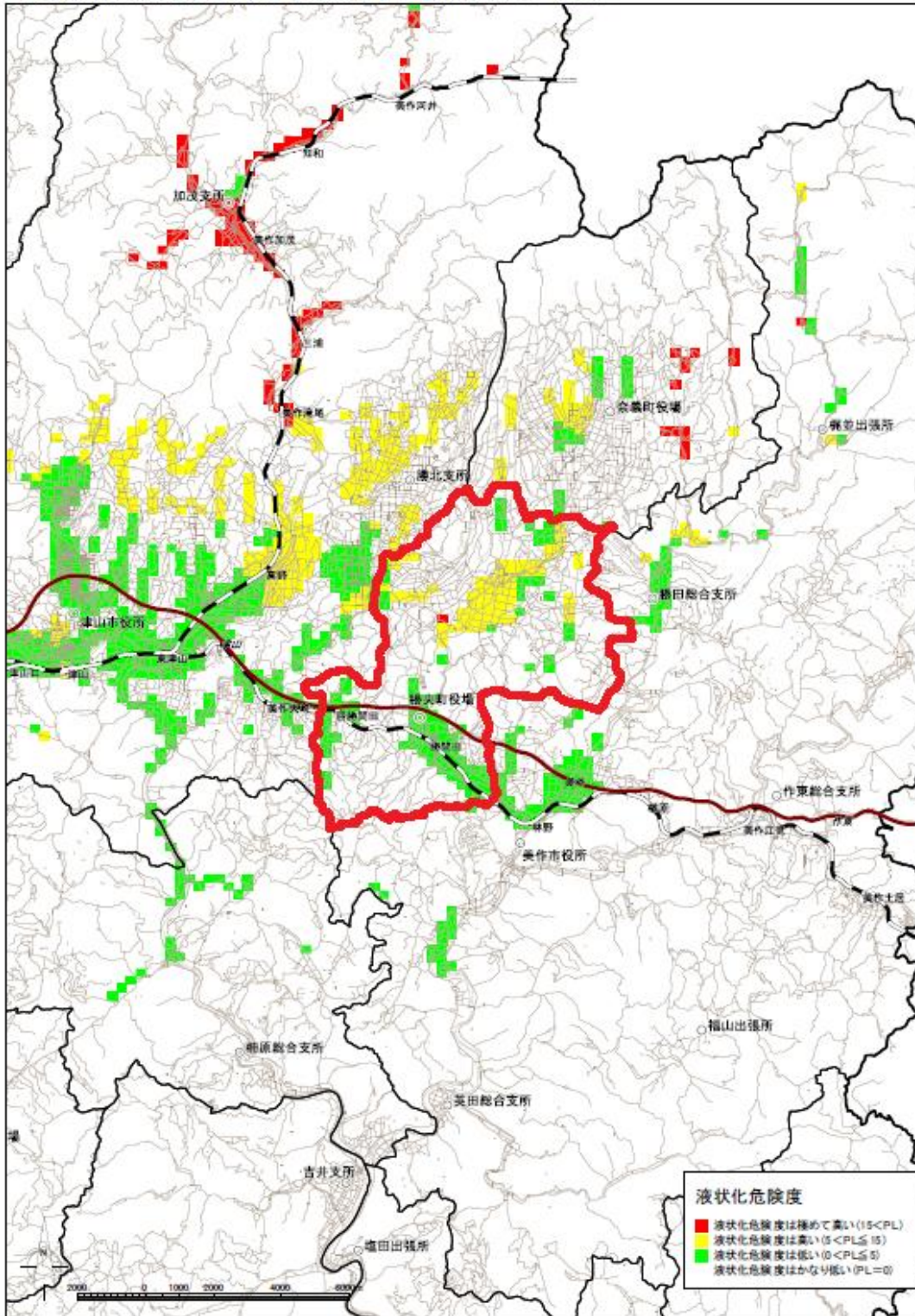


岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用し、(承認番号 平24情使、第704号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路網データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

那岐山断層帯の地震による液状化危険度分布図

那岐山断層帯の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 勝央町

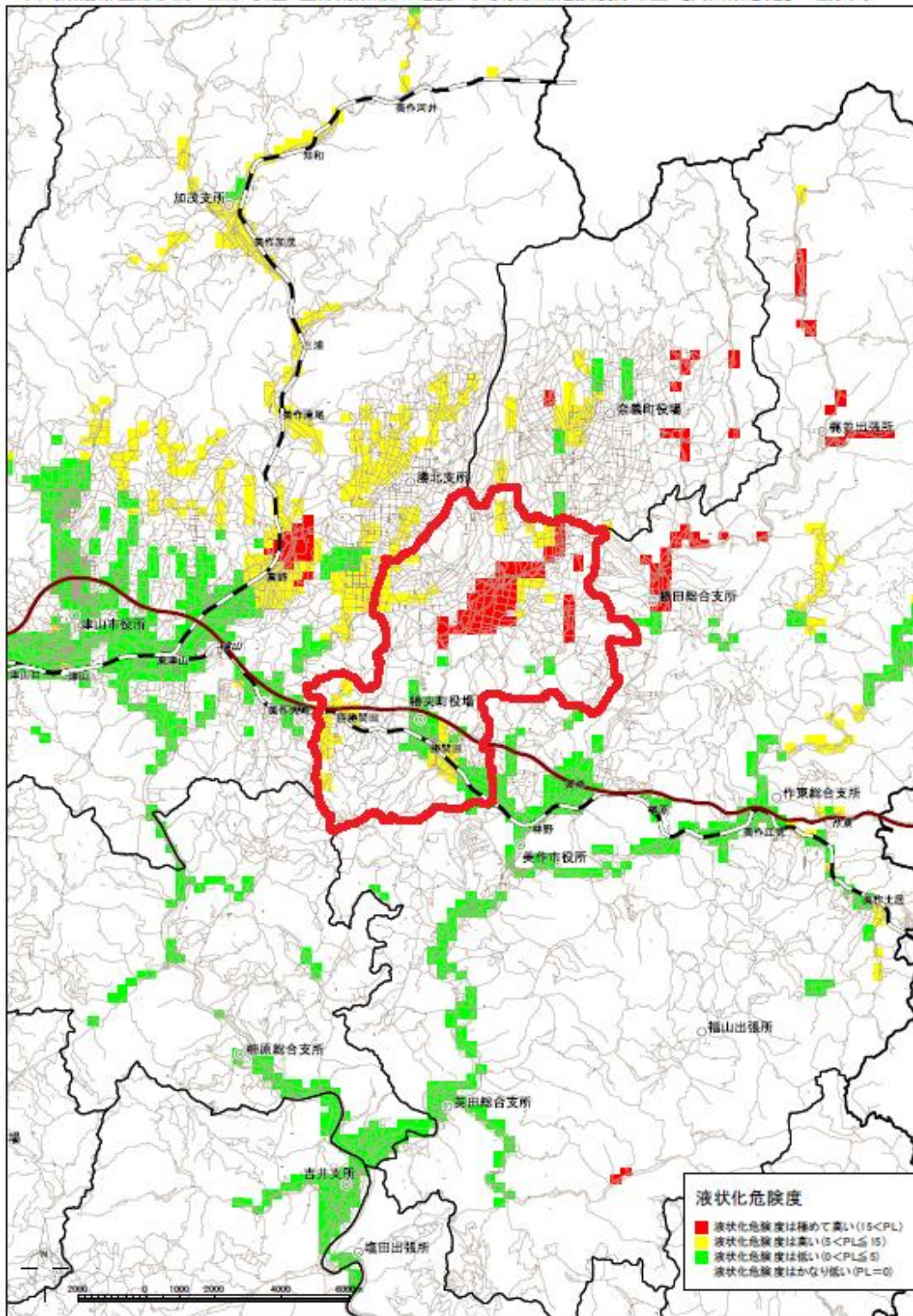


岡山県危機管理課 平成26年3月作成
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、国院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 甲24情使、第704号)
 また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路時系列データ、市町村役場等及び公的基金施設データ)を使用した。

1:100000

山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による
液状化危険度分布図

山崎断層帯主部(大原・土万・安富・主部南東部)の地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】 勝央町



岡山県危機管理課 平成26年3月作成
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 甲24情度、第704号)
また、国土交通省の国土数値情報(鉄道データ、高速道路網系列データ、市町村役場等及び公的集会所データ)を使用した。

1:100000

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標

本計画では、国の基本計画及び岡山県耐震改修促進計画における耐震化率の目標を踏まえ、町内の住宅及び特定建築物の耐震化の目標値を次のとおり定めます。

(1) 住宅

区分	当初の耐震化率※1 (平成18年度末)	現状の耐震化率※2 (令和2年度末)	当初目標とした 耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)
住宅	39%	46%	90%	95%

※1 平成18年度固定資産台帳を基にした推計値です。(全住宅戸数4,780戸のうち耐震基準を満たすS56年5月以降に着工された住宅は1,852戸と推計)

※2 令和2年度固定資産台帳を基にした推計値です。(全住宅戸数5,142戸のうち耐震基準を満たすS56年5月以降に着工された住宅は2,410戸と推計)

(2) 特定建築物*1

		当初の耐震化率 (平成18年度末)	現状の耐震化率 (令和2年度末)	当初目標とした 耐震化率 (令和2年度末)	目標の耐震化率 (令和7年度末)	
多数の者が利用する建築物*2	1 災害対策本部及び現 地対策本部を設置し、被 災後応急活動や復旧活動 の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、 警察本部、警察署で 地域防災計画等で 定めるもの*3	100%	100%	100%	100%
	2 被災時に、避難者及 び傷病者の救援活動など 救助活動の拠点となる建 築物	公立の学校、病院、 体育館、公民館、各 種センター、消防署 等で地域防災計画 等で定めるもの*3	88%	90%	100%	100%
	3 不特定多数の者が利 用する建築物	病院、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百 貨店等で法の指示 対象建築物*3	100%	100%	100%	100%
	4 その他の建築物	賃貸住宅（共同住 宅に限る。）寄宿 舎、下宿、事務所、 工場等	87%	90%	95%	100%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		66%	90%	100%	100%	

- * 1 特定建築物は、耐震改修促進法で用途・規模が定められています。別紙1参照
- * 2 多数の者が利用する建築物の区分は基本方針の区分によります。別紙3参照
- * 3 勝央町地域防災計画で定める避難場所等 別紙4参照

3 町が所有する建築物の耐震化の目標

岡山県建築物耐震対策等基本方針に基づき、前記耐震改修等の目標を達成するため、町が所有する、区分1及び区分2の建築物について、次のとおり、耐震化率の目標を設定します。

区分1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率（令和7年度末）・・・100%

区分2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率（令和7年度末）・・・100%

※建築基準法の耐震基準が昭和56年6月1日に改正されたため、これ以降に建てられた建築物を「新基準建築物」、それ以前に建てられた建築物を「旧基準建築物」とします。また、「新基準建築物」、「耐震改修を行った建築物」、「耐震診断の結果耐震性有の建築物」を耐震化されている建築物とします。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこととします。

2 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 別紙5参照

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組み、耐震診断を実施した住宅に対する耐震化を促す取組み、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知普及を図ることが重要です。このため、勝央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く町民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制(耐震改修促進税制等)等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 補助制度の概要(令和3年4月時点)

名称		補助率等	補助対象建築物
①木造住宅耐震診断事業 (岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの)	一般診断	補助金の額 60,000円(延床面積200㎡以下) (自己負担額11,200円)	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建ての住宅
	補強計画		
	精密診断	補助対象経費の3分の2 ただし補助金の額は136,000円を限度とする。	

<p>②戸建て住宅耐震診断事業</p> <p>(岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの)</p>	<p>補助対象経費の3分の2</p> <p>ただし補助金の額は136,000円を限度とする。</p>	<p>木造住宅耐震診断事業に掲げる以外の昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の一戸建ての住宅</p>
<p>③ 建築物耐震診断事業</p>	<p>補助対象経費の3分の2</p> <p>ただし補助金の額は以下のとおりとする。</p> <p>(1)指示対象建築物1棟につき、3,000,000円を限度とする。</p> <p>(2)上記以外の建築物1棟につき、1,500,000円を限度とする。</p>	<p>昭和56年5月31日以前に着工された下記に掲げる建築物で、町内に存するもの。</p> <p>(1)一戸建て以外の住宅</p> <p>(3)指示対象建築物</p> <p>(4)上記以外の建築物</p>

(2) 耐震改修促進税制の概要（租税特別措置法等によります。）

対 象	主な要件等
改修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除 ・固定資産税：令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1／2に減額（特に、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1／2に減額） <p>□建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の

	<p>補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1 / 2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度）</p> <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所得税：耐震改修工事を行い、平成31年6月30日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税から控除 <p>（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）</p>
--	--

※令和3年度の概要であり、今後変更される場合があります。

3 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。このため県と連携し改善指導等を行います。

① ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を町民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

② 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることとなります。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を町民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

③ 天井等の非構造部材の安全確認

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことを受けて、建築基準法施行令等の改正等が行われ、平成26年4月1日に新しい技術基準が施行されました。この改正により、新築等を行う建築物における特定天井（高さ6m超、水平投影面積200㎡超の吊り天井等）について脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなりました。

また、建築物の定期調査報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期調査報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

④ エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのためエレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要

に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正等に
伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既
設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行います。

⑤ 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこと
になります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を町民に呼び
かけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

⑥ 給湯器の転倒防止

東日本大震災において住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が
不十分等の原因で多数転倒したことを受け、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定
めた告示が改正され、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備
について転倒防止措置の基準が明確化されました。

これらの状況を踏まえ、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する
配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

(2) 地震発生後の対応

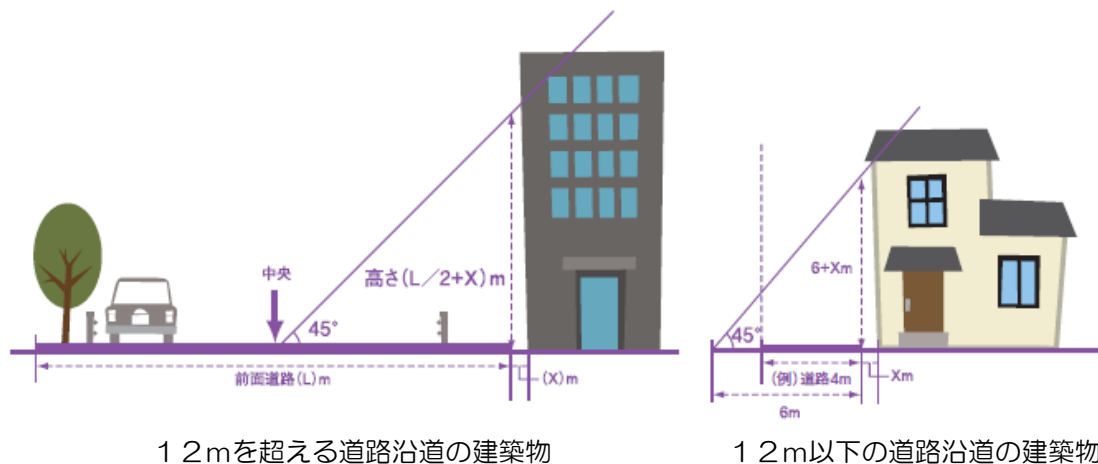
地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必
要となった場合は、県及び町に被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなど
の必要な措置を講じます。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨
げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建
築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震
改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に
関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、
また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することが
できると規定されています。

県では、平成8年10月に策定（平成26年1月改定）した「岡山県緊急輸送道路ネ
ットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定
めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施す
るために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネット

ワークとして機能するものとして定められています。



(1) 耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（法第6条第3項第1号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物）

本町は、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づき、緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路の沿道建築物に、耐震診断の実施と報告を義務付ける路線を、県と連携して今後指定します。

(2) その他の緊急輸送道路（法第6条第3項第2号）

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づくその他の緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づき指定された緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務路線として指定します。指定を受けた当該路線の一定の高さ以上の沿道建築物（耐震関係規定に適合していないものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

本町では、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全てを耐震化努力義務路線として指定します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及を進めるため、県民や移住希望者の皆様、更には耐震診断や耐震改修を行う専門家（建築士、工務店の技術者等）に向けて、次のような取組や啓発事業を積極的に推進します。

1 地震防災マップ（揺れやすさマップ）の作成・公表

岡山県は、緊急輸送道路沿道揺れやすさマップを平成20年度に作成し、ホームページで公表しています。町は、県が作成した揺れやすさマップや町が平成25年度に作成

した地震ハザードマップを活用し、地震や災害に対する町民の防災意識の高揚や建築物の耐震性の向上等、地震に対する備えの必要性を普及啓発します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町の相談窓口では、県や関係団体と連携して各種助成制度、融資制度等に関する情報提供を行います。また、県や町のホームページ、広報等を通じて、最新の情報を提供するように努めます。

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

本町では、木造住宅の耐震化を推進するパンフレットに加え、木造住宅の耐震改修工事の事例、家具の転倒防止策等を紹介するパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及啓発に努めます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム事業者に普及啓発を行います。

5 町内会等の取組の推進

地震による被害を最小限に食い止めるには、日頃から地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要であり、そのことを含めた地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることから、町内会、自主防災組織等の地域住民の協働による地域防災マップの作成を推進します。

6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

(1) 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準及び岡山県建築物耐震対策等基本方針に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。

(2) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。パンフレ

ットの配布等により地震保険の普及啓発に努めます。

第4章 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ所管行政庁である県と連絡調整を行い、連携を図りながら耐震診断・耐震改修の促進に努めます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、岡山県、(社)岡山県建築士会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等、県内建築関係団体等との引き続きの協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

2 その他

- (1) 今後の事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえながら、5年後を目途に目標等を見直しすることとします。
- (2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

資料

特定建築物一覧表

別紙 1

用途		指導・助言対象建築物	指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物
		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条) ※下記のほか、住宅や小規模建築物等 全ての既存耐震不適格建築物が指導・ 助言対象建築物となります。 (法第16条)	指示(※)対象となる特定既存耐震不 適格建築物 (法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学校 小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ホーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下 宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量(別紙2参照)以上 の危険物を貯蔵又は処理するすべての 建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境 界線から一定距離以内に存する建築物	
緊急輸送道路沿道建築物	県又は市町村が耐震改修促進計画で指 定する緊急輸送道路等の沿道建築物で あって、前面道路幅員の1/2超の高 さの建築物(道路幅員が12m以下の場 合は6m超)	左に同じ	県又は市町村が耐震改修促進計画で指 定する重要な緊急輸送道路等の沿道建 築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物(道路幅員が12m以 下の場合は6m超)	

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

別紙2

政令第7条第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

別紙3

平成8年8月策定
平成16年5月一部改訂

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

	建築物区分	既存のものなど（※1）	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの （具体例）庁舎、警察本部、警察署等	平成20年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成25年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.25倍） ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの （具体例）公立学校、病院、体育館等	平成25年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 （1.1倍）
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの（※2） （具体例）百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 （具体例）住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

※1 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

※2 3階以上かつ延べ面積2,000㎡以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。

勝央町における特定建築物等一覧

1. 災害対策本部

名称	構造・面積等
勝央町役場 本庁舎	RC3階建 床面積 3,669 m ² 新基準 (S57 建設)

2. 避難所

名称	構造・面積等	名称	構造・面積等
勝央町公民館	RC2階建 床面積 1,690 m ² 旧基準 (S50 建設) 耐震診断済 (耐震無)	旧高取保育園	RC1階建 床面積 461 m ² 新基準 (S62 建設)
勝間田小学校	RC3階建 床面積 5,106 m ² 新基準 (H21 年建設)	勤労者体育センター	RC1階建 床面積 987 m ² 新基準 (S59 建設)
勝央北小学校	木造2階建 床面積 3,582 m ² 新基準 (S63 建設)	武道場	木造1階建 床面積 683 m ² 新基準 (S63 建設)
旧吉野小学校	木造1階建 床面積 1,635 m ² 新基準 (H3 建設)	総合保健福祉センター	RC2階建 床面積 3,330 m ² 新基準 (H9 建設)
旧古吉野小学校	木造1階建 床面積 1,480 m ² 新基準 (H1 建設)	植月コミュニティセンター	RC1階建 床面積 368 m ² 新基準 (S59 建設)
勝央中学校	RC3階建 床面積 8,374 m ² 新基準 (H6 建設)	吉野コミュニティセンター	RC1階建 床面積 309 m ² 新基準 (S57 建設)
勝間田保育園	RC2階建 床面積 1,917 m ² 旧基準 (S55 建設) 耐震診断済 (耐震有)	古吉野コミュニティセンター	RC1階建 床面積 498 m ² 新基準 (H4 建設)
植月保育園	RC1階建 床面積 605 m ² 新基準 (S62 建設)	高取多目的集会所	RC1階建 床面積 320 m ² 新基準 (S63 建設)

吉野保育園	RC1階建 床面積 595 m ² 新基準 (H1 建設)	おかやまファーマーズマーケットノースヴィレッジ	鉄骨造2階建(一部3階建) 床面積 1,803 m ² 新基準 (H9 建設)
古吉野保育園	RC1階建 床面積 499 m ² 新基準 (S58 建設)	勝間田高等学校	鉄骨造2階建 床面積 1,021 m ² 旧基準 (S35 建設)

3. 不特定多数の者が利用する建築物

(1) 病院

施設名	構造・規模等	施設名	構造・規模等
さとう記念病院	RC5階建 床面積 3,917 m ² 新基準 (H2 建設)	小林医院	RC2階建 床面積 326 m ² 新基準 (S61 建設)
小坂田医院	S造2階建 床面積 285 m ² 新基準(H11 建設)	太平台医院	RC3階建 床面積 985 m ² 新基準 (S58 建設)
大村医院	S造2階建 床面積 153 m ² 新基準 (H1 建設)		

※勝央町地域防災計画資料によるものであり、特定建築物の規模要件外のものも含む。

(2) 劇場、集会場等の特定建築物

該当する特定建築物はなし。

4. その他建築物

その他に該当する特定建築物20棟のうち、耐震基準を満たすS56年5月以降に着工された特定建築物は18棟と推定されます。

5. 危険物等取扱場所：勝央中核工業団地企業20棟（新基準建築物…18棟）

1. 目的

本町では、平成30年6月に勝央町耐震改修促進計画を改定し、令和2年度における耐震化率の目標値を95%とした。

この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、勝央町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは勝央町耐震改修促進計画第2章第2に基づき策定する。

3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、勝央町全域とする。

4. 取組内容・目標・実績

(1) 計画

	令和3年度取組内容	令和3年度目標
計 画	【財政的支援】 i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。 ii) 住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施。 【普及啓発等】 i) 住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等に関する折込みチラシを入れて、勝央町全戸に配布 ii) 耐震診断を実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進 ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して電話連絡等により、耐震改修を促進 iii) 改修事業者の技術力向上 ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県主催） ・県ホームページに耐震改修事業者リストを公表 iv) 耐震化普及啓発の実施 ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知。 ・防災訓練等のイベントにおいてブース展示の実施 ・リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知	・住宅に対する耐震診断 補助戸数：6戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：3戸
		過去3年間の実績 平成29年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：2戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：なし 平成30年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：1戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：なし 令和元年度 ・住宅に対する耐震診断 補助戸数：1戸 ・住宅に対する耐震改修工事 補助戸数：なし

(2) 自己評価

令和4年度に、令和3年度の取組実績を公表し、課題と改善策を検討する。